

熊本県保健医療推進協議会 設置要項の一部改正について

令和6年(2024年)12月
熊本県有明保健所 総務福祉課

熊本県保健医療推進協議会設置要項

(設置)

第1条 熊本県保健医療計画の推進に関し必要な事項を協議するために、熊本県保健医療推進協議会（以下「県協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 県協議会は、熊本県保健医療計画の作成・推進に関し必要な次の事項について協議する。

- (1) 健康づくりと疾病予防対策に関する事項
- (2) 保健医療提供体制に関する事項
- (3) 保健・医療及び福祉の機能連携等に関する事項
- (4) その他熊本県保健医療計画の推進に関する事項

(組織)

第3条 県協議会は、委員30人以内で構成する。

2 委員は、学識経験者、保健医療及び福祉関係団体の構成員、一般県民を代表する者及び関係行政機関の職員のうちから、知事が委嘱する。

3 委員の任期は、委嘱された日から、当該委嘱された日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 県協議会に会長及び副会長を1人置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、県協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。

(会議)

第5条 県協議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 県協議会は、必要と認めるときは、関係機関等から意見を聴取することができる。

(庶務)

第6条 県協議会の庶務は、熊本県健康福祉部健康福祉政策課において処理する。

(専門委員会)

第7条 県協議会に、必要に応じ専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の名称及び運営その他必要な事項は、別に定める。

(地域協議会)

第8条 県協議会に、地域保健医療推進協議会（以下「地域協議会」という。）を置く。

2 地域協議会は、熊本県保健医療計画に定める保健医療圏ごとに設置し、その名称及び庶務を処理する機関は別表のとおりとする。

3 地域協議会は、熊本県保健医療計画の作成・推進に関し、当該地域において必要な次の事項について協議する。

- (1) 健康づくりと疾病予防対策に関する事項
- (2) 保健医療提供体制に関する事項
 - イ 地域における必要な医療の確保に関する事項
 - ロ 病院開設計画等に関する事項
 - ハ へき地保健医療に関する事項
 - ニ 救急医療に関する事項
 - ホ その他保健医療提供体制の整備に関し必要な事項
- (3) 保健・医療及び福祉の機能連携等に関する事項
- (4) 保健医療圏を所管する保健所の運営に関する事項
- (5) その他熊本県保健医療計画の推進に関する事項

4 第3条から第5条までの規定は、地域協議会について準用する。この場合において、第3条から第5条中「県協議会」とあるのは「地域協議会」と、第3条第2項中「学識経験者」とあるのは「各市町村健康づくり推進協議会委員並びに学識経験者」と、同項及び同条第3項中「委嘱」とあるのは「依頼」と読み替えるものとする。

(地域協議会の専門部会)

第9条 地域協議会に、必要に応じ専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会の名称及び運営その他必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第10条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、県協議会の会長、専門委員会の会長、地域協議会の会長及び部会の会長が、それぞれの委員の会議に諮って定める。

附 則

1 この要項は、昭和63年4月26日から施行する。

2 熊本県保健医療対策推進組織設置要項（昭和49年2月1日制定）は、廃止する。

附 則

1 この要項は、平成2年7月13日から施行する。

2 平成2年7月13日現在で任期途中にある委員は、任期満了までその身分を有効とする。

附 則

1 この要項は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

1 この要項は、平成10年6月29日から施行する。

2 改正後の第3条第3項及び第8条第5項の規定は、施行日以後の任期満了に伴う改選により委員に委嘱又は依頼される者について適用する。

附 則

- 1 この要項は、平成13年4月2日から施行する。

附 則

- 1 この要項は、平成15年10月15日から施行する。

附 則

- 1 この要項は、平成18年6月27日から施行する。

附 則

- 1 この要項は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要項は、平成30年12月25日から施行する。

附 則

- 1 この要項は、令和6年11月27日から施行する。

別表（第8条関係）

保健医療圏名	地域協議会の名称	庶務
熊本・上益城圏域	熊本・上益城地域保健医療推進協議会	御船保健所
宇城圏域	宇城地域保健医療推進協議会	宇城保健所
有明圏域	有明地域保健医療推進協議会	有明保健所
鹿本圏域	鹿本地域保健医療推進協議会	山鹿保健所
菊池圏域	菊池地域保健医療推進協議会	菊池保健所
阿蘇圏域	阿蘇地域保健医療推進協議会	阿蘇保健所
八代圏域	八代地域保健医療推進協議会	八代保健所
芦北圏域	芦北地域保健医療推進協議会	水俣保健所
球磨圏域	球磨地域保健医療推進協議会	人吉保健所
天草圏域	天草地域保健医療推進協議会	天草保健所

新旧対照表

新
熊本県保健医療推進協議会設置要項 第1条～第7条 （省略） （地域協議会） 第8条 県協議会に、地域保健医療推進協議会（以下「地域協議会」という。）を置く。 2 地域協議会は、熊本県保健医療計画に定める保健医療圏ごとに設置し、その名称及び庶務を処理する機関は別表のとおりとする。 3 地域協議会は、熊本県保健医療計画の作成・推進に関し、当該地域において必要な次の事項について協議する。 （1） 健康づくりと疾病予防対策に関する事項 （2） 保健医療提供体制に関する事項 イ 地域における必要な医療の確保に関する事項 ロ 病院開設計画等に関する事項 ハ ヘき地保健医療に関する事項 ニ 救急医療に関する事項 ホ その他保健医療提供体制の整備に関し必要な事項 （3） 保健・医療及び福祉の機能連携等に関する事項 （4） 保健医療圏を所管する保健所の運営に関する事項 （5） その他熊本県保健医療計画の推進に関する事項 （削除） 4 第3条から第5条までの規定は、地域協議会について準用する。この場合において、第3条から第5条中「県協議会」とあるのは「地域協議会」と、第3条第2項中「学識経験者」とあるのは「各市町村健康づくり推進協議会委員並びに学識経験者」と、同項及び同条第3項中「委嘱」とあるのは「依頼」と読み替えるものとする。 第9条～第10条 （省略） 附 則 （省略）

旧
熊本県保健医療推進協議会設置要項 第1条～第7条 （省略） （地域協議会） 第8条 県協議会に、地域保健医療推進協議会（以下「地域協議会」という。）を置く。 2 地域協議会は、熊本県保健医療計画に定める保健医療圏ごとに設置し、その名称及び庶務を処理する機関は別表のとおりとする。 3 地域協議会は、熊本県保健医療計画の作成・推進に関し、当該地域において必要な次の事項について協議する。 （1） 健康づくりと疾病予防対策に関する事項 （2） 保健医療提供体制に関する事項 イ 地域における必要な医療の確保に関する事項 ロ 病院開設計画等に関する事項 ハ ヘき地保健医療に関する事項 ニ 救急医療に関する事項 ホ その他保健医療提供体制の整備に関し必要な事項 （3） 保健・医療及び福祉の機能連携等に関する事項 （4） 保健医療圏を所管する保健所の運営に関する事項 （5） その他熊本県保健医療計画の推進に関する事項 4 地域における保健医療計画の作成は、専門委員会との連携を図ることとする。 5 第3条から第5条までの規定は、地域協議会について準用する。この場合において、第3条から第5条中「県協議会」とあるのは「地域協議会」と、第3条第2項中「学識経験者」とあるのは「各市町村健康づくり推進協議会委員並びに学識経験者」と、同項及び同条第3項中「委嘱」とあるのは「依頼」と読み替えるものとする。 第9条～第10条 （省略） 附 則 （省略）